

法科大学院における実務基礎教育の現状と課題

—シラバス調査の結果から見えてくるもの—

岡庭 幹 司

- I はじめに
- II シラバス調査結果の概要
 - 1 調査にあたっての制約
 - 2 民事及び刑事実務基礎科目の開講状況
 - 3 必修科目の平均実質単位数
 - 4 若干の検討
- III 刑事実務基礎科目の担当者について
 - 1 現行型前期集合修習（刑事弁護）の概要
 - 2 法科大学院における刑事実務基礎・必修科目の担当者について
 - 3 担当者による授業内容の違いの例
- IV 民事法文書作成について
 - 1 現行型前期集合修習（民事弁護）の概要
 - 2 法科大学院教育が念頭に置く「法文書」とは何か
 - 3 開講形態から見た授業内容の相違
 - 4 実際の受講状況
 - 5 法科大学院で起案指導をなすべきか
 - 6 民事保全・民事執行について
- V 今後の課題

I はじめに

司法制度改革審議会意見書「21世紀の日本を支える司法制度」は、「法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールである法科大学院を設ける」¹こととし、「法科大学院では、実務上生起する問題の合理的解決を念頭に置いた法理論教育を中心とし

つ、実務教育の導入部分（例えば、要件事実や事実認定に関する基礎的部分）をも併せて実施することとし、体系的な理論を基調として実務との架橋を強く意識した教育を行うべきである。」²とした。そして、法科大学院教育と司法修習との関係については、「新司法試験実施後の司法修習のうちの集合修習（前期）と法科大学院における教育との役割分担の在り方については、今後、法科大学院の制度が整備され定着するのに応じ、随時見直していくことが望ましい。」³とした。

これを受けて、最高裁判所司法修習委員会「議論の取りまとめ」は、「司法修習の課程の順序等については、法科大学院において実務導入教育が行われることを前提として、現在の前期集合修習に相当する教育は法科大学院に委ねることとし、新しい司法修習は実務修習から開始し、これを踏まえて集合修習を実施するのが適当である。」⁴とした。もっとも、同時に、「法科大学院設立当初は、いわば実務への導入教育の成熟途上といえるので、当面、司法修習の1年間の課程の冒頭に、法科大学院における実務導入教育を補完するための教育を行うことが相当である。導入教育の期間

1 司法制度改革審議会意見書「21世紀の日本を支える司法制度」（2001年6月12日）
（<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/pdfs/iken-3.pdf>） 61頁。

2 同67頁。

3 同75頁。

4 最高裁判所司法修習委員会「議論の取りまとめ」（2004年7月2日答申）

（http://www.courts.go.jp/saikosai/about/iinkai/sihosyusyu/pdf/kossi_torimatome.pdf） 5頁。

については、法科大学院の実務導入教育の実施状況や成果にもよるが、実務修習への導入として最低限必要な内容に絞り、教育方法を工夫することによって、差し当たり1か月程度とし、状況を見ながら期間、内容等を調整するのが適当である。」⁵とした。これにより、新60期司法修習生に対しては、修習の冒頭に約1か月の導入研修が実施された。しかし、新61期司法修習については、導入研修は実施されず、ただちに実務修習から開始されることとなった⁶。ここでは、従来の司法修習のうち前期集合修習に相当する教育は、法科大学院において既になされていることが前提とされている。つまり、法科大学院においては、単に司法試験に合格する程度にとどまらず、直ちに実務修習を開始しても支障のない程度にまで教育することが要請されている⁷。

しかしながら、法科大学院において前期集合修習相当の教育が実際になされているのか、また、果たしてなすべきかどうかは、必ずしも自明の事柄ではない。言うまでもなく、司法研修所の集合修習における基本的な指導方法は、「実際の事件記録に基づいて作成した修習記録を用いて司法修習生に各種法律文書を

起案させ、教官がこれを一通一通丁寧に添削した上で、授業でその事案に対する考え方を講評する」⁸というものであり、しかも、クラス別に指導がなされる場合であっても、その指導内容は基本的に同一である。これに対して、法科大学院における実務基礎教育は、必ずしも司法研修所における前期集合修習と同じ方法でなされているわけではないし、教育内容も各法科大学院ごとに異なる。

ここで、新60期司法修習生の指導担当者の声を聞くと、概して、口頭表現能力はある、要件事実については現行型司法修習生（旧司法試験合格者）よりも理解度が上であるといった肯定的評価がなされる一方で、文章表現力・起案能力は必ずしも芳しくない、民事保全・民事執行の知識は法科大学院間で差があり、知識が不十分な修習生もいる、との評価がなされている⁹。

また、刑事実務基礎教育に関しては、「派遣裁判官、派遣検察官、退官者の弁護士のみによって刑事実務教育が行われており、刑事弁護人としてのスキルにもマインドにも接することがないままに法科大学院を修了させている」¹⁰旨の指摘がなされた。

5 同17頁。

6 その経緯については、井上裕明「新司法修習の現状と課題」法曹養成対策室報2号（2007）31頁（<http://www.nichibenren.or.jp/ja/publication/books/data/housou2-3.pdf>）、及び、本号別稿の井上裕明「2年目を迎えた新司法修習の現状と課題」を参照。

7 田村幸一「司法修習における民裁教育の現状」ロースクール研究6号（2007）13頁、19頁は、事実認定に関する文脈においてであるが、「法科大学院での教育にかつての前期修習の代替を求めるものではない」としつつも、「修習生が円滑に実務修習に入れるような基本的な指導は確実にされることを望みたい。」という。

8 最高裁判所司法修習委員会・前掲注4・12頁。

9 平成19年度司法修習生指導担当者協議会協議録、及び、平成19年度地域別弁護連絡協議会協議記録による。なお、司法試験委員会・第34回会議（2007年4月19日）において、司法研修所教官から、「文書力については、従来の修習生とそれほど顕著な差があったわけではないと感じているが、教官の間では意見が分かれていて、新修習生の方が上だと言う教官もいるし、従来の修習生の方が上だと言う教官もいる。」（「第34回司法試験委員会ヒアリングの概要」（<http://www.moj.go.jp/SHINGI/SHIHOU/070419-2.pdf>）4頁）との指摘もなされている。「顕著な差があったわけではない」との指摘が、法科大学院教育によっては必ずしも文書力が改善されるわけではないという意味であるとすれば、やはり法科大学院教育における文書力の指導が十分とはいえないという評価なのであろう。

10 古口章「法科大学院教育の課題にどう応えるか」自由と正義58巻12号（2007）27頁、31頁。この指摘は、島伸一「研究者教員から見た刑事手続教育の課題」日本弁護士連合会・シンポジウム「法科大学院で刑事手続をどう教えるか」報告集（2007年3月30日）13頁、17頁以下による。さらに、パネルディスカッションにおける議論につき、同報告集30頁以下参照。

以上を踏まえ、「法科大学院の教育内容として求められる『前期集合修習に相当する部分』とは何であるかを具体的に明らかにし、その内容を法科大学院において責任をもって教えていくことが求められる」¹¹との問題意識のもと、日弁連法科大学院センターに民事実務教育研究会及び刑事実務教育研究会が組織され、「民事及び刑事について『司法修習との連携』に必要な実務基礎科目を中心としたコアカリキュラムの解明のための議論」が開始された¹²。そして、議論の前提として、まずは法科大学院において現在どのような実務基礎教育がなされているかについて、各校のシラバスを調査する作業が行われた。

筆者は、このシラバス調査の結果を参照する機会を得るとともに、上記民事及び刑事実務教育研究会の議論の一部に参加させて頂いた。そこで、本稿は、このシラバス調査結果の概要を紹介して法科大学院における実務基礎教育の現状を明らかにし、もって、あるべき実務基礎教育内容を策定するための基礎資料を提供しようとするものである。ただし、起案指導の不足及び刑事実務基礎科目の内容の偏りという上記指摘に照応して、本稿での検討の対象は、民事法文書作成の状況及び刑事実務基礎科目の担当者属性に限定する。

なお、日弁連法科大学院センター民事実務教育研究会及び同刑事実務教育研究会における研究の成果は、「法科大学院実務家教員研究交流集会～在るべき実務教育を目指して～」（2008年3月22日）において公表され、後にその報告集が公刊されるであろう。これ

と本稿は重複する部分も多いが、その重複部分のプライオリティは日弁連法科大学院センター民事実務教育研究会及び同刑事実務教育研究会にあること、並びに、本稿において意見にわたる部分は、日弁連、同法科大学院センター又は法曹養成対策室のいずれの見解でもなく、筆者の私見にすぎないことを、予めお断り申し上げる。

II シラバス調査結果の概要

1 調査にあたっての制約

調査対象とされたものは、日弁連が各法科大学院から提供を受けた2007年度版のシラバスである¹³。全74校の法科大学院のうち、12校からはシラバスの提供を受けることができず又は非公開を前提として提供を受けたため、これらを除いた62校について調査された。シラバスをどの程度詳細に記載するかは各校ごとに大きな差があり、ごく簡略にのみ記載されている法科大学院もある。今回の調査はあくまでもシラバスから読み取ることができる情報に拠っており、必ずしも現実の法科大学院教育の内容を反映しているとは限らない。さらに、完成年度を経過した法科大学院の中にはカリキュラムを変更したところがある。すなわち、調査対象とされたシラバスは、必ずしも新60・61期司法修習生が受けてきた教育内容に関するものとは限らない。このような種々の制約の下における調査であって、そもそも厳密な数字を算出することを目的とした調査ではないとい

11 古口・前掲注10・32頁。

12 古口・前掲注10・34頁。なお、「コア・カリキュラム」という語は、法科大学院において修得すべき法知識を精選し、その量を減少させるべきであるとの文脈で用いられている（川端和治「法科大学院モデル・コア・カリキュラム策定の提言」法律時報79巻2号（2007）96頁）。これに対して、実務基礎教育に関しては、逆に、最低限教育すべき内容がきちんと教育されていないのではないかとの問題意識が持たれており、そのことを明確にするために「ミニマム・スタンダード」という語を用いるべきではないかとの議論が研究会でなされた。これに従い、以下、本稿では、「コア・カリキュラム」との語は用いないことにする。

13 2006年度までは非公開つまり日弁連の会内利用に限るという前提で各法科大学院からシラバスの提供を受けていたため、調査対象とされていない。

うことについては、予め御宥恕を乞いたい。それでもなお、法科大学院における実務基礎教育の大まかな傾向を知るためには有用であると思われるので、ここに紹介する。

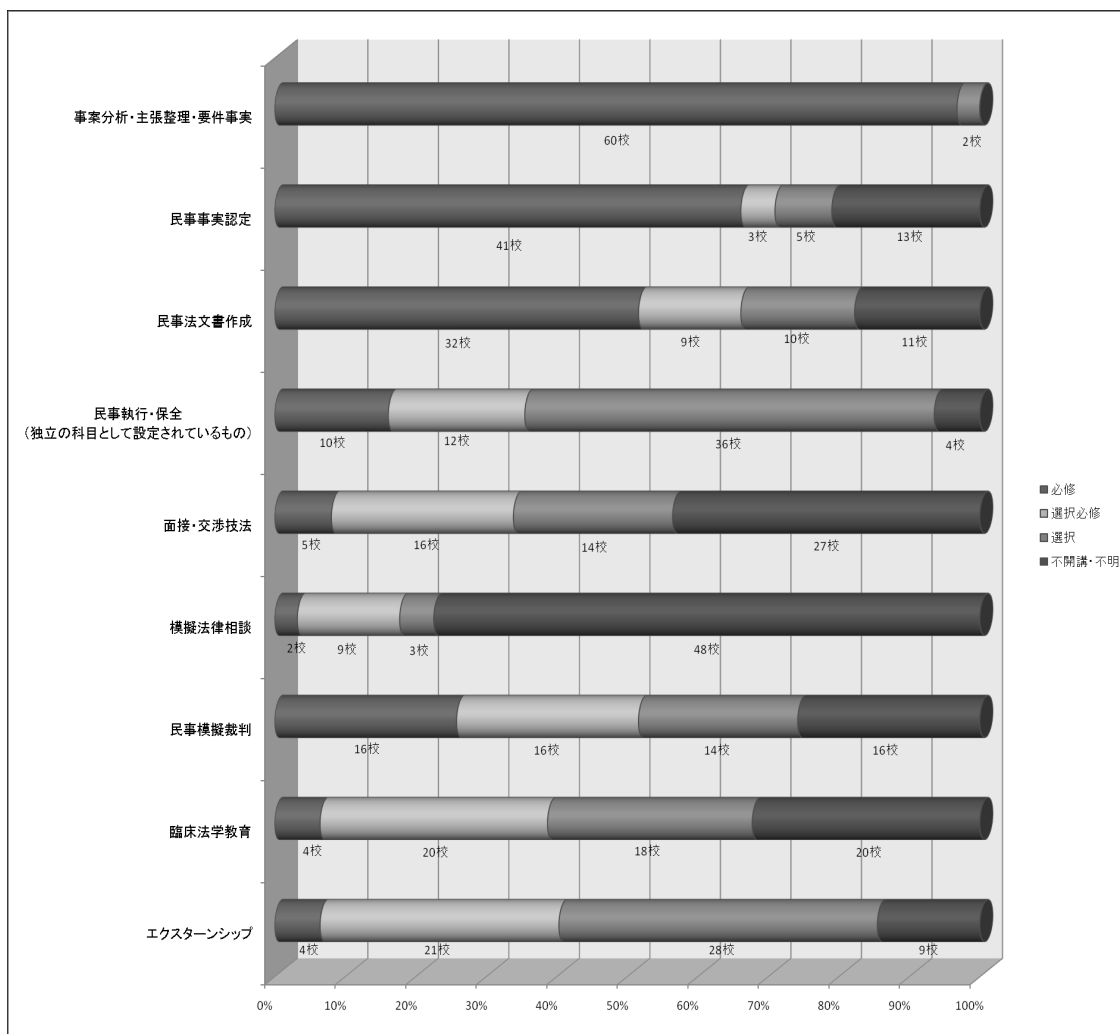
2 民事及び刑事実務基礎科目の開講状況

最低限の実務基礎科目の内容を明らかにするという目的から、必修科目に着目してみる。

まず、民事系実務基礎科目の開講状況を見ると、62校中、事案分析・主張整理・要件

事実は60校(97%)、民事事実認定は41校(66%)、民事法文書作成は32校(52%)、民事執行・保全(独立の科目として設定されているもの)¹⁴は10校(16%)、面接・交渉技法は5校(8%)、模擬法律相談は2校(3%)、民事模擬裁判は16校(26%)、臨床法学教育は4校(7%)、エクスターンシップ¹⁵は4校(7%)が、それぞれ、必修科目の中で教育している。

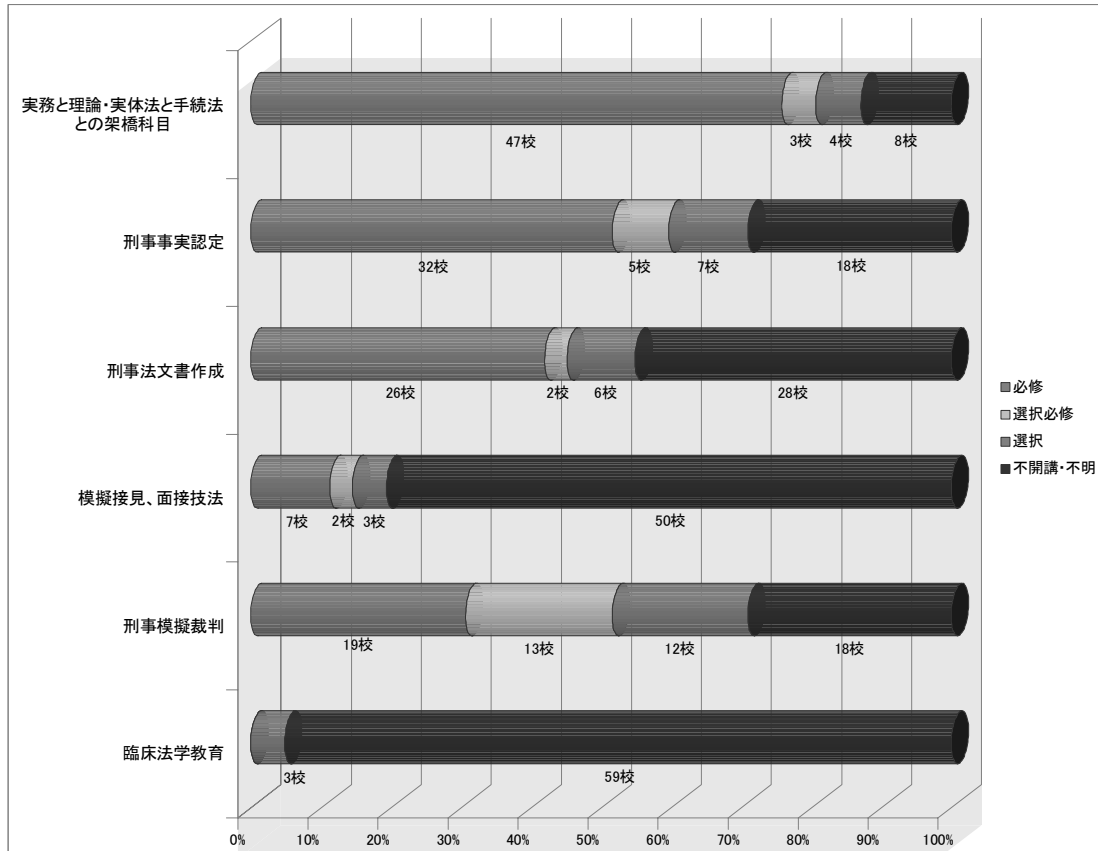
【民事系実務基礎科目・開講状況】



14 民事執行・保全は、法科大学院においては、実務基礎科目ではなく、法律基本科目又は展開・先端科目として位置付けられているのが通常であるが、司法修習においては、後述のとおり、民事弁護科目の主要な内容の一つであるので、調査対象に加えた。ただし、例えば「民事実務の基礎」の最終1コマのみで保全・執行を概説しているにとどまるような授業は除外し、独立の科目として設定されているものに限って集計している。

15 エクスターンシップは民刑事を分けずに実施されているのが通例であるが、シラバスの記載によると主として民事実務を扱っていることが多いと思われるので、ここでは民事系に含めている。なお、刑事専門のエクスターンシップを開講している法科大学院も1校あるが、選択必修科目である。

【刑事系実務基礎科目・開講状況】



次に、刑事系実務基礎科目の開講状況を見ると、実務と理論・実体法と手続法の架橋科目は47校（76%）、刑事事実認定は32校（52%）、刑事法文書作成は26校（42%）、模擬接見・面接技法は7校（11%）、刑事模擬裁判は19校（31%）が、それぞれ必修科目の中で教育しており、刑事の臨床法学教育を必修科目としている法科大学院は見当たらない。

3 必修科目の平均実質単位数

それでは、これらの内容にどの程度の時間を費やして教育がなされているのか、必修科目の実質単位数を見てみよう。実質単位数とは、例えば、「民事訴訟実務の基礎」という2単位15回の授業において、12回で要件事実、3回で民事事実認定が扱われている場合には、要件事実1.6単位（＝2単位×12÷15）、民事事実認定0.4単位（＝2単位×3÷15）として計算したものである。た

だし、シラバスの記載が簡略で、必ずしも15回の内訳が示されていないこともあり、その場合にはシラバスの記載から読み取れる限りで分類されている。そのため、ここでの数字は一応の目安に過ぎないことを予めお断りしておく。

この実質単位数の62校の平均をとると、まず、民事系科目では、事案分析・主張整理・要件事実は約2.3単位、民事事実認定は約0.4単位、民事法文書作成は約0.5単位、民事執行・保全（独立の科目として設定されているもの）は約0.3単位、面接・交渉技法は約0.1単位、模擬法律相談は約0.0単位、民事模擬裁判は約0.2単位、臨床法学教育は約0.1単位、エクスターンシップは約0.1単位が、それぞれ、必修科目として実施されている。

次に、刑事系科目では、実務と理論・実体法と手続法との架橋科目は約1.5単位、刑事事実認定は約0.6単位、刑事法文書作成

は約0.2単位、面接技法・模擬接見は約0.1単位、刑事模擬裁判は約0.3単位が、それぞれ、必修科目として実施されている。

なお、各校のカリキュラムにおいて実務基礎科目として位置付けられている必修科目の単位数を単純に平均すると、民事系科目（エクスターンシップを除く）約3.2単位、刑事系科目約2.3単位、共通科目（法曹倫理・法情報調査・エクスターンシップ）・その他約2.9単位で、合計約8.4単位となる。しかし、ここでは、（例えば民事執行・保全のように）法律基本科目又は展開・先端科目に位置付けられている科目であっても上記各分野に含まれるものは算入し、他方、カリキュラム上は必修の実務基礎科目として位置付けら

れている科目であっても（公法など）上記各分野に含まれないものは除外して、集計されている。

4 若干の検討

シラバスから読み取ることのできる情報は極めて限られている。そのため、具体的にどのような方法によって教育されているのかは必ずしも明らかではない。例えば「事案分析・主張整理・要件事実」は、事件記録教材を用いて主張整理を実践させているのか、それとも、抽象的に要件事実を講義しているのかを区別できない。民事事実認定についても、法律基本科目たる民事訴訟法の証拠法各論の授業のように見えるものも、ないではない。臨

【実務基礎科目・必修科目・平均単位数】

科目・分野		必修開講校数	開講校数で割った平均単位数	全62校で割った平均単位数
民事系科目	事案分析・主張整理・要件事実	60	2.4	2.3
	民事事実認定	41	0.6	0.4
	民事法文書作成	32	1.0	0.5
	民事執行・保全（独立の科目として設定されているもの）	10	1.7	0.3
	面接・交渉技法	5	1.2	0.1
	模擬法律相談	2	0.4	0.0
	民事模擬裁判	16	0.9	0.2
	臨床法学教育	4	2.0	0.1
	民事系科目小計	-	-	4.0
刑事系科目	実務と理論・実体法と手続法との架橋科目	47	2.0	1.5
	刑事事実認定	32	1.2	0.6
	刑事法文書作成	26	0.6	0.2
	模擬接見、面接技法	7	1.0	0.1
	刑事模擬裁判	19	0.9	0.3
	臨床法学教育	0	-	0.0
	刑事系科目小計	-	-	2.8
共通科目	法曹倫理	61	2.1	2.0
	法情報調査	27	1.4	0.6
	エクスターンシップ	4	2.0	0.1
	共通科目小計	-	-	2.8
総計				9.5

床法学教育についても、弁護士の行う法律相談に立ち会っているだけなのか、法律大学院生自らが主体となって法律相談をしているのか、訴状等の起案までしているのかは明らかではない。シラバス調査だけで法科大学院における実務基礎教育の全貌を明らかにすることは到底不可能である。

しかし、シラバスから得られる限られた情報でも、その内容について少し立ち入ってみると、起案指導の不足及び刑事実務基礎科目の内容の偏りという冒頭紹介の指摘が現状認識として当たっていることは、やはり否定できない。たしかに、数字だけを見れば、民事法文書作成は約半数の法科大学院が必修科目の中で教育しているし、刑事実務の基礎については（実務と理論・実体法と手続法との架橋科目及び刑事事実認定に限っても）2単位の教育がなされているのであるが、それが必要な実務導入教育がなされているかといえ、疑問なしとしない。

以下、項を改めて、刑事実務基礎科目の担当者及び民事法文書作成の内容について、現行型司法修習の前期集合修習と比較しつつ、若干の検討をしてみたい。

Ⅲ 刑事実務基礎科目の担当者について

1 現行型前期集合修習（刑事弁護）の概要

司法修習における刑事関係科目は、刑事弁護、検察及び刑事裁判の各教官室が、法曹三者それぞれの立場から指導しており、現在も、旧司法試験合格者を対象とする現行型司法修習においては、2か月間に凝縮した形であるが、前期集合修習が行われている。このうち、刑事弁護科目の概略は、次のとおりである¹⁶。

まず、講義の形態で行われるものとして、

「刑事弁護人の使命役割及び接見交通権」、「刑事弁護活動の概要」及び「弁護士の倫理」がある。このうち、「刑事弁護活動の概要」においては、「取調の可視化の重要性、接見交通権、保釈、改正法を踏まえた公判前整理手続、罪状認否、検察官の証拠調請求に対する意見、不同意書証に関する検察官立証と伝聞例外、弁護側立証及び弁論等」が扱われる。次に、起案及びその講評という方式によって、修習記録に基づく弁論要旨2通の起案指導が行われる。さらに、演習として、模擬接見及び保釈請求書の起案（グループ起案）等が実施される。このほか、判例研究（自白の任意性・信用性の問題点）がある。

以上のほか、刑事三科共通として、公判演習（簡易模擬裁判）等が行われる。

2 法科大学院における刑事実務基礎・必修科目の担当者について

それでは、法科大学院においてはいかなる刑事実務基礎教育がなされているのかといえ、極めて区々であり、一般化は困難と言うよりほかない。そして、その教育内容は、授業担当者が、弁護士、検察官又は裁判官のいずれ（の出身）であるかによっても異なるようである。

ここでは、法科大学院において最低限どのような教育がなされるべきかを検討するという観点から、必修科目に絞って見てみよう。シラバス調査によると、各法科大学院において刑事実務基礎科目として分類されている必修科目を担当している教員は、以下のとおりである。

・ 弁+検+裁	17校（27%）
・ 弁+検	13校（21%）
・ 弁 + 裁	1校（2%）
・ 弁	10校（16%）
・ 検+裁	6校（10%）

16 以下の記述は、司法研修所「第61期前期修習の概要」（2007年4月16日）18頁以下による。

- ・ 検 8校 (13%)
- ・ 裁 4校 (6%)
- ・ 必修なし 3校 (5%)

ここで、「検」とは、派遣検察官又は元検察官を意味し、現在弁護士登録をしている元検察官を含む。同様に、「裁」とは、派遣裁判官又は元裁判官を意味し、現在弁護士登録をしている元裁判官を含む。そして、元検察官及び元裁判官を除いた弁護士を「弁」としている。なお、教員属性がシラバス上明らかでない場合には、各法科大学院のウェブサイトに掲載されている教員の主たる経歴に依拠している。なお、さらに共同担当者として研究者教員が加わっている場合があるが、割愛する。

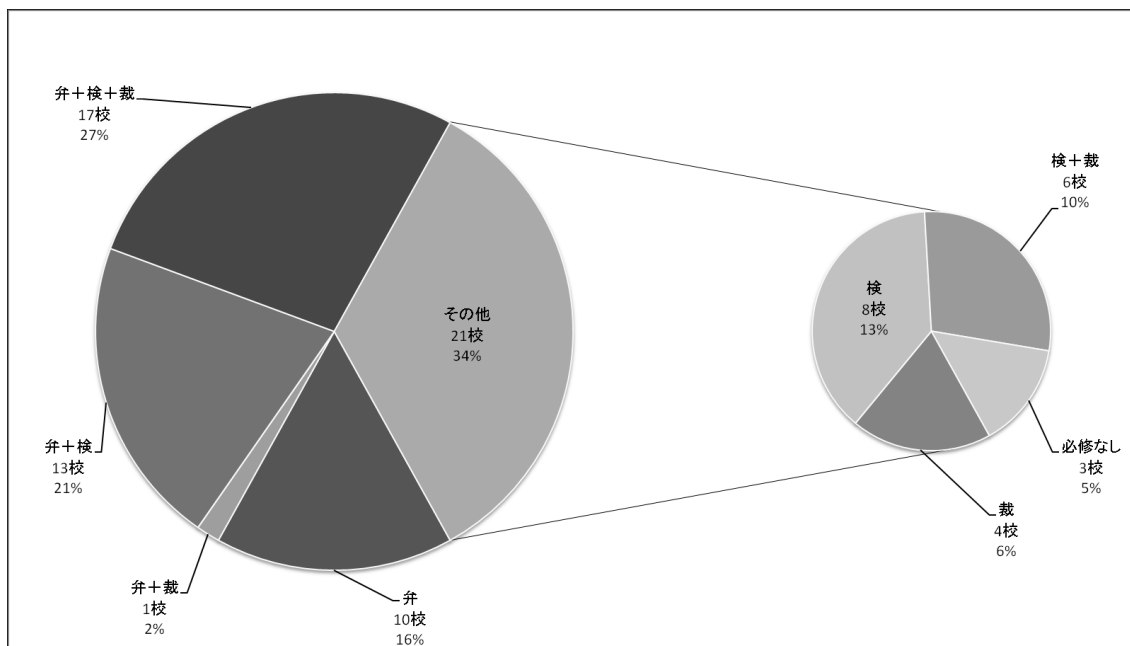
3 担当者による授業内容の違いの例

そして、授業担当者の中に弁護士教員が含まれている41校と、含まれていない18校

とに分けて、シラバス中における「接見」及び「保釈」についての言及の有無を見てみると、前者41校においてはその半数近くがこれらの事項につき何らかの言及をしているのに対して、後者18校においては、「接見交通」のみならず「接見指定・接見禁止」を含めても接見について言及があるのは約3分の1にとどまり、保釈に至っては、言及しているのはわずか1校しか見当たらない¹⁷。

もちろん、シラバスの記載はごく簡潔なものであるから、そこから授業内容の全てがわかるわけではなく、記載されていなくても授業で扱っていることはあるであろう。しかしながら、民事において弁護士が原告代理人と被告代理人のいずれの立場にも立つ可能性があるのとは異なり、刑事においては、弁護士及び検察官のそれぞれの役割は相互に互換的なものではなく、しかも、とりわけ捜査段階

【刑事実務基礎・必修科目・担当者属性】



17 ちなみに、法科大学院協会設立準備会・カリキュラム・教育方法検討委員会「法科大学院における実務基礎科目の教育内容・方法等について（中間報告案）」（2003年2月1日）

(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/yousei/dai16/16siryou_s.pdf) 21頁以下に紹介されている「刑事訴訟実務の基礎」シラバス案AないしDを比較してみると、シラバス案Bでは15コマ中2コマをも保釈に費やしているのに対して、シラバス案Cには「保釈」との文字は見当たらない。

の活動については、検察官には弁護人の活動は見えないし、逆もまたしかりであろう。そうすると、検察官のみが刑事訴訟実務の基礎という科目を担当しているとき、弁護人の役割についてまでも十分な教育がなされているかどうかは、必ずしも明らかでない¹⁸。前期集合修習における模擬接見及び保釈請求書起案といった内容についてまで法科大学院において行う必要があるかどうかは措くとしても、少なくとも刑事弁護人の役割について理解させることは最低限必要であろう。なお、新60期司法修習生の指導担当者からは、(否認事件の刑事弁護の文脈において)「能力というより経験不足でできない」¹⁹との評価もされていることを、ここで補足しておこう。

ところで、授業担当者に弁護士教員が含まれていない18校に刑事実務基礎の必修科目を持たない3校を加えた21校についても、その約3分の2においては、他の刑事系科目(法律基本科目、又は、選択必修若しくは選択である刑事実務基礎科目)を弁護士教員が担当しているから、それらの法科大学院においてはカリキュラムを組み替えるだけで最低限の刑事弁護実務を教育することが可能となる。ともあれ、誰が授業を担当するにしても最低限扱うべき事項が何であるかを明確にすることは、喫緊の課題と言わなければならない。

この問題については、日弁連法科大学院センター・刑事実務教育研究会が「法科大学院における刑事実務基礎教育について」と題して基本的考え方及びその理由を詳細に論ずるので、「法科大学院実務家教員研究交流集会～在るべき実務教育を目指して～」(2008年3月22日)の資料集及び報告集に譲る。刑

事実務基礎科目として最低限扱うべき内容については、今後引き続き検討することが必要である。

IV 民事法文書作成について

1 現行型前期集合修習(民事弁護)の概要²⁰

現行型前期集合修習の民事弁護科目においては、「後に続く弁護実務修習において修習生が主体的に修習に臨むために必須の知識の習得と法的な思考能力を養うこと」をカリキュラム編成の基本方針とし、これに沿って、「弁護士の職責についての多角的検討」、「民事裁判教官室との連携」、「訴訟関係文書の理論と技術」、「討論・参加型授業の積極的導入」及び「弁護士に対する多様な法的ニーズへの対応」という5点を支柱としてカリキュラムを策定している。現行型の61期司法修習の具体的なカリキュラムの概略は以下のとおりである。

まず、起案・講評の方式によるものとしては、売買契約に関する訴状、建物明渡訴訟に関する答弁書、及び、白表紙修習記録を使用した(最終)準備書面の各起案が指導される。なお、問題研究としても訴状及び答弁書の検討と解説が行われる。

次に、演習の方式によるものとして、民事保全及び民事執行が扱われる。なお、これらについては、民事共通科目の特別講義でも解説される。

このほかにも、民事弁護科目として、不動産登記に関する講義及び交通事故紛争処理に関する問題研究が行われるとともに、民事共通科目として、事実認定演習、争点整理演習、

18 シラバス調査によると、担当者が検察官である場合には、法務総合研究所の作成した各種事件記録教材を用いて、多種多様な犯罪類型につき、事実認定上及び法律上の問題点を検討させていることが多いようである。つまり、前期集合修習のうちの検察科目に相当する内容については非常に充実した教育がなされている一方で、刑事弁護科目に相当する内容についてはシラバス上あまり言及されていないのである。

19 前掲注9・平成19年度地域別弁護連絡協議会協議記録。

20 以下の記述は、司法研修所・前掲注16・4頁以下による。

家事事件についての特別講義などが行われる。

以上のとおり、短期間にもかかわらず非常に充実した指導がなされている。とりわけ、上記「訴訟関係文書の理論と技術」については、「弁護士の職務活動の中であって、訴訟関係文書（訴状、答弁書及び準備書面）の起案・講評は、民事事件を受任する弁護士の基本的な必要修得事項であり、実務修習を充実するために不可欠な内容であるので、従前どおり前期の民事弁護カリキュラムの中心に据える。」との説明がなされている。

これに対して、新60期司法修習生に対しては起案能力が必ずしも芳しくないと評価されていることは、前述のとおりである。そこで、以下、法科大学院教育において「法文書作成」がどのように扱われているか、シラバス調査の結果を参照しつつ、若干の分析を試みたい。

2 法科大学院教育が念頭に置く「法文書」とは何か

「法文書作成」は、中央教育審議会「法科大学院の設置基準等について（答申）」において、実務基礎科目群に属する主な科目の例の一つとして掲げられている²¹が、その具体的内容は必ずしも明らかでない。

そこで、法科大学院の教育内容・方法等に関する研究会「法科大学院の教育内容・方法等に関する中間まとめ」（以下「中間まとめ」という。）を見ると、そこでは、「法文書作成」は「契約書・遺言書あるいは法律意見書・調

査報告書等の法的文書の作成の基礎的技能を、添削指導等により修得させる。」²²とされていた。ここには、訴状・答弁書・準備書面・判決書といった訴訟関係文書が挙げられていない。もっとも、同時に「要件事実と事実認定の基礎」の科目を「モデル訴訟記録を用いたり、訴訟関係書面を作成したりする方法で、要件事実論（民事）、証拠法・事実認定（民事・刑事）等について基礎的な教育を行い、訴訟実務の基礎を学ばせる。」と説明している²³ので、訴訟関係文書の作成はこちらで学ばせることを前提としていたのかもしれない²³。

中間まとめを踏まえて深化させた、法科大学院協会設立準備会・カリキュラム・教育方法検討委員会「法科大学院における実務基礎科目の教育内容・方法等について（中間報告案）」（以下「中間報告案」という。）においては、法文書作成につき、「作成させる文書としては、法律意見書・調査報告書（依頼者からの聴取を含む調査結果に基づき、事実証明や法律上の問題点と解決方法等の案を提示する、勤務弁護士がパートナー弁護士に提出する報告書や弁護士から依頼者への報告書を含む）、契約書などのほかに、訴状や判決等の訴訟実務で作成される文書、左陪席裁判官が作成する合議メモ（主張や証拠に基づき、事実認定や法律上の問題点と判断内容、訴訟進行の方向等に関する案を提示するもの）、賃貸借契約解除通知書、クーリング・オフの通知書などが考えられる。つまり、訴訟関係文書に限ら

21 中央教育審議会「法科大学院の設置基準等について（答申）」（2002年8月5日）

（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/020803.htm）2(5)①b。

22 法科大学院の教育内容・方法等に関する研究会（田中成明代表）「法科大学院の教育内容・方法等に関する中間まとめ」（2002年1月22日）

（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/003/toushin/020201/020201d.htm）2(2)③(b)。

23 なお、この時点においては前期集合修習が廃止されることは決まっておらず、また、この研究会のメンバーには法曹三者が含まれていない（法曹養成検討会・第16回会合（2003年2月12日）における磯村保発言（司法制度改革推進本部事務局「法曹養成検討会（第16回）議事録」

（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/yousei/dai16/16gijiroku.html>）参照）。

ず、法律実務の広い分野の文書が対象に含まれるものである。」²⁴とされた。すなわち、ここで列挙文書に訴状、判決及び合議メモが追加された。他方で、「民事訴訟実務の基礎」について示されたシラバス案では、「文書作成には重点を置いていない。」²⁵とされた。

ところが、独立行政法人大学評価・学位授与機構「法科大学院評価基準要綱」は、法文書作成についての指導が行われることを要求しつつも、その内容を、「契約書・遺言書又は法律意見書・調査報告書等の法的文書の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容」²⁶とし、中間まとめに類似した表現に戻している。「等」という表現があり、もとより訴状、判決及び合議メモを排除する趣旨ではないであろうが、これらの訴訟関係文書は列挙から外されており、筆頭に掲げられているものは契約書である。他方、民事訴訟実務の基礎に相当する科目は、「要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎」との表現になり、中間まとめにあった「訴訟関係書面を作成したりするなどの方法で」との文言は削られている。このようにして、訴訟関係文書への言及はなくなった。

司法修習を受けた経験のある者であれば、起案といえ、まずは事件記録に基づく訴訟関係文書の作成を念頭に置くであろうが、法科大学院における「法文書作成」は、それとは相違がある可能性がある。まずは、このことに留意しておきたい。

3 開講形態から見た授業内容の相違

(1) 開講の諸形態

以上の法文書概念の相違を念頭に置いた上で、次に、法科大学院において「法文書作成」を扱う授業がどのような形態で開講されているのかを見てみよう。

中間報告案においては、「法文書作成」を、①独立の科目とする場合のほか、②「法情報調査」と一体的に行う場合、③「民事訴訟実務の基礎」と一体的に行う場合、④「模擬裁判」と一体的に行う場合等が例示されている²⁷。実際のシラバス調査の結果によっても、大まかにいって、これら4類型に分けることができる。

(2) 「法情報調査」と一体的に行う場合

順不同であるが、まず、②の「法情報調査」と一体的に行う場合についてみる。この点、中間報告案自身が、「『法情報調査』で取り扱うこととされている事項は、法律基本科目群、実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群および展開・先端科目群に属する各科目の中でも常に取り上げられるべきものであり…〔中略〕…例えば、入学後すぐのオリエンテーション期間中に、法令、判例、学説等の探索方法を指導するといった手当てをすることも可能であろう。」²⁸と指摘しているとおおり、法情報調査は、法律基本科目を学ぶ前提としても必要であるから、なるべく早い学年・学期に配当することが教育上効果的である。しかしながら、他方で、中間報告案は「『法文書作成』を独立の科目として実施する場合には、一定の法律的知識と実務的な問題解決能力が必要となることから、法学未修者2年次後期・法学

24 法科大学院協会設立準備会・カリキュラム・教育方法検討委員会・前掲注17・11頁。

25 同6頁。

26 独立行政法人大学評価・学位授与機構「法科大学院評価基準要綱」（2004年10月）
（http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/houkayoukou.pdf）解釈指針2-1-3-2（3）イ（8頁）。なお、
2007年12月改訂版においてもこの記載は変わっていない
（http://www.niad.ac.jp/ICSFiles/afieldfile/2008/02/18/no6_2_houkaki_junyoukou200712.pdf）。

27 法科大学院協会設立準備会・カリキュラム・教育方法検討委員会・前掲注17・10～11頁。

28 同10頁。

既修者1年次後期以降に担当することが望ましい。」²⁹とも述べており、これも正当な指摘である。

それでは、「法情報調査・法文書作成」を一体の授業科目とする場合に、両者はいかにして接合されるのであろうか。法情報調査がなるべく早い学年に担当されるとすれば、履修者はまだ十分な法的知識を得ていない段階にあるはずであり、法文書作成の指導は困難である。例えば、要件事実の基礎を学んでいない者に対して、いきなり、民事訴訟規則第53条を示して、主要事実と間接事実とを区別して訴状を起案せよといっても、いささか無理な注文ではなかろうか。そうすると、この場合における法文書作成とは、単に書式に慣れる程度のものにとどまらざるを得ないのではないか。しかし、単に書式に慣れさせることが法科大学院教育の目的ではあるまい。法科大学院においては直ちに実務修習を開始しても支障のない程度にまで教育することが要請されているが、少なくとも実務修習においては、書式は自由に参照できる。にもかかわらず起案能力が芳しくないと評されているのである。つまり、起案ができないとは、書式を知らないという意味ではないはずである。

(3) 「民事訴訟実務の基礎」と一体的に行う場合

次に、「民事訴訟実務の基礎」と一体的に行う上記③の類型はどうか。要件事実の基礎について教育した後に法文書作成を指導することになるから、上記②のような問題はないし、「民事訴訟実務の基礎」は必修科目とされるのが通常であるから、全員に履修させるという意味においては適している。しかしながら、

「民事訴訟実務の基礎」では、要件事実と事実認定に関する基礎的部分の教育に多くの時間が必要となるため、法文書作成については、あまり多くの時間を割くことが期待できない。中間報告案の『民事訴訟実務の基礎』シラバス例①(案)³⁰においても、訴状、答弁書等の作成に関する検討には2コマ分しか割り当てられていない。もっとも、この点は工夫の余地があろう。そもそも司法修習においては、「要件事実」、「事実認定」、「法文書作成」という科目が分かれて存在したわけではなく、訴状及び答弁書並びに旧様式判決の事実摘示部分を起案させるという方法で要件事実を指導し、最終準備書面及び旧様式判決の理由部分を起案させるという方法で事実認定を指導してきたのである³¹。法科大学院教育においても、要件事実、事実認定、法文書作成をそれぞれ分けなければ教育できないというものではないはずである。

(4) 独立の科目として開講する場合

では、①の独立の科目として開講する場合には、十分な時間を割いて充実した教育が行われているのであろうか。授業題名だけを見ればそのように見えるし、実際に充実した教育を行っている法科大学院も多いであろう。しかしながら、意外なことに、題名に「法文書作成」と掲げている授業であっても、シラバスによる限り、訴状・答弁書・準備書面・判決書をいずれもまったく起案させていないものが相当数見られる。ここで作成対象とされている法文書は、主として、契約書や内容証明郵便などであって、訴訟関係文書の起案ではないのである。もちろんこれは、訴訟関係文書については「民事訴訟実務の基礎」な

29 同11頁。

30 同16頁以下。

31 ちなみに、修習期間が1年6月であった第57期司法修習の前期カリキュラムは、「民事関係カリキュラム(第57期前期)」

(http://www.courts.go.jp/saikosai/about/iinkai/sihosyusyu/pdf/iinkai_05_20_3.pdf)に公開されている。

ど他の授業で扱うこととなっていて、それとの重複を避けた結果であるということもある。しかし、そちらの授業で十分な時間をとって教育されているのであれば何ら問題はない³²。しかし、もし「民事訴訟実務の基礎」では訴訟関係文書の起案に1～2コマ分の時間しか割けない一方で「法文書作成」では契約書・内容証明郵便等の作成に2単位15コマ全部を費やしているとすれば、些か均衡を失していないか、検討する必要があるだろう。ともあれ、ここでは、「法文書作成」という授業科目があるからといって、必ずしも司法修習において行われてきた白表紙起案と同様の内容が行われているわけではないことに注意しておく必要がある³³。

(5) 「模擬裁判」と一体的に行う場合

最後に、④模擬裁判と併せて一体的に行われる授業について見ると、これが司法修習において行われてきた白表紙起案に最も近い内容であると思われ、シラバスから窺われる限りでも非常に工夫が凝らされていることがわかる。すなわち、前半数回の授業で、まず法文書作成として訴状その他の訴訟関係文書の起案を指導し、その集大成として、後半数回の授業で模擬裁判を行う、という方法で実施しているのである。単純に模擬裁判だけの授業では、役割を分担して実施するのが通常であろうから、どうしても、裁判官役は訴状起案をせず、当事者代理人役は判決起案をしない、ということになりがちである。これに対して、この④の形態は、そのような間隙を埋

め、必ず全員が一通りの起案を経験するように工夫されているのである。もっとも、このような形態は履修者が少人数であればこそ可能なものであり、必修科目として全員に履修させることは、とりわけ大規模校においては難しいかもしれない。

(6) まとめ

シラバスという限られた情報に基づくものではあるが、以上からすれば、そもそも法文書作成を扱う科目のない法科大学院、「法文書作成」という科目があっても訴状その他の訴訟関係文書の起案が指導内容に含まれていない法科大学院、訴訟関係文書の起案指導があっても、書式に慣れさせる程度にとどまると思われる法科大学院もある一方で、模擬裁判と併せ、記録教材を用いて充実した起案指導を行っている法科大学院もある。法科大学院ごとに教育内容に大きな差があると言えよう。

4 実際の受講状況

最近、日弁連司法修習委員会が新60期司法修習生に対して行ったアンケート³⁴が集計されたので、その結果から、法科大学院における法文書作成を扱う授業の受講状況を紹介しておこう。

それによると、出身法科大学院において起案を行う講座を受講したかという旨の問いに対しては85%が「はい」と回答しているにもかかわらず、個別の法文書の起案通数を具体的に尋ねると、

- ・ 訴状につき38%、

32 本間佳子「法科大学院における授業方法の研究・法文書作成—『書く』ことを通して、文章力を向上させ、法の理解を確認する授業」ロースクール研究5号(2007)112頁に紹介されている「法文書作成」の授業でも、訴訟関係文書は除外されているが、それは「模擬裁判」の授業において扱われることになっているからであるという。後述のとおり、法文書作成と模擬裁判とを一体的に扱うことは効果的な教育方法であると考えられる。さらに、太田秀夫「法科大学院における授業方法の研究・民事訴訟実務の基礎—討論・起案講評で分析力・応用力・表現力の修得をめざす」ロースクール研究1号(2006)90頁、94頁によれば、「民事訴訟実務の基礎」の授業においても起案の指導がなされている。

33 なお、本文で紹介した①から④までの4類型のほかに、ローヤリング科目の中で法文書作成が扱われることがある。その場合、契約書や内容証明郵便の起案が中心となっていることが多いが、それは科目の性質によるものであろう。本文Ⅱで紹介したシラバス調査における「法文書作成」には、このような科目も算入されている。

- ・ 答弁書につき 53%、
- ・ 準備書面につき 57%、
- ・ 民事判決につき 80%、
- ・ 民事保全申立書につき 89%、
- ・ 民事執行申立書につき 96%

が、「0通」すなわち起案の経験がないと回答している。

つまり、ほとんどの者が起案を行う授業を受講しているにもかかわらず、訴状すら起案していない者も相当数いるのである。ではいかなる文書の起案の指導を受けたのかは、このアンケートでは問うていないので、必ずしも明らかではない。しかし、同アンケートにおいて新60期司法修習の冒頭に行われた導入研修の意義について、「実務的な起案の仕方を初めて学んだ」と回答した者が467名中317名(68%)にも及ぶことからすると、司法修習における白表紙起案と法科大学院における法文書作成とは相当に異なるようである。

以上からすると、司法修習において行われてきたいわゆる白表紙起案に相当する教育は、現在の法科大学院においては、必ずしも実施されているとは言えないのが現状である。つまり、訴状・答弁書・準備書面・判決書といった訴訟関係文書を一切起案しないままでも法科大学院を修了することができるわけである。指導を受けた経験がない者が、いきなり実務修習に入って訴訟関係文書を起案せよと言われても、できないのは、やむを得ないこ

とである。

5 法科大学院で起案指導をなすべきか

そうであるとして、訴訟関係文書の起案を法科大学院において必ず指導すべきものとするかどうか、次に問題となる。

この点、起案指導は実務修習で行えば足りるのであって、必ずしも法科大学院において行う必要はないとの考え方³⁵もあろう。もしそうだとすれば、修習指導担当者には、新修習生に起案能力がないと批判するのではなく、起案能力が身につくように指導して頂くことになる。

どこまでを法科大学院教育が担当し、どこからを司法修習に委ねるかは、今後引き続き検討していくべき課題である。

ただ、「訴訟関係文書」として一括りにしてしまうのではなく、個別具体的に検討していくことも必要ではなかろうか。すなわち、訴状及び答弁書は、要件事実と事実認定の基礎を理解できていれば基本的に起案できるはずである。これに対して、最終準備書面は事実認定そのものの問題が関わってくる³⁶。仮に、事実認定については司法修習に委ね、要件事実については法科大学院で教育すべきであるとの考え方³⁷に立つとしても、少なくとも典型的な訴訟類型の訴状及び答弁書は起案することができる程度にまで法科大学院教育が責任を負うべきこととなる。

冒頭で紹介したとおり、修習指導担当者か

34 日弁連司法修習委員会「法科大学院教育と司法修習の連携についてのアンケート」（2007年12月20日）による。このアンケートは、新60期司法修習生991名中467名から回答を得ている。なお、本文Ⅱ1で前述したとおり、シラバス調査対象のカリキュラムは新60期司法修習生が法科大学院において受けた教育内容と同一とは限らない。

35 大島眞一「法科大学院と司法試験」判例タイムズ1252号（2007）76頁、95頁は、「法科大学院は理論と実務を架橋する教育を行う場であって、実務教育を行うところではない。訴状等の起案は、実務修習で行えば足りると思われ」る、という。

36 判決書についても、旧様式判決の事実摘示部分と理由部分とを分けて考える必要があり、前者は訴状及び答弁書と同様に考えることができるのに対して、後者は最終準備書面と同様に考えなければならないであろう。もっとも、現在の民事裁判修習では、旧様式判決の形式における起案は要求していないとのことである（田村・前掲注7・14頁以下）。

37 亀井尚也ほか「法科大学院修了生のみた司法修習と法科大学院教育の意義」ロースクール研究6号（2007）21頁、40頁〔浦田悠一発言・田端公美発言〕。

らは新修習生に対して起案能力が芳しくないとの評価がなされているが、もう少し具体的に、どのような文書の起案能力がどのような意味において不十分なのかを解明する必要もあろう³⁸。もし、最終準備書面の起案能力が不足しているということであれば、それは司法修習で身につけるべき能力であって、司法修習生考試（いわゆる二回試験）で検証すれば足りることかもしれない。これに対して、訴状又は答弁書の起案ができないということであれば、それは、「複雑な社会的事実の中から法的に重要な事実を選び出して法的に構成する法的分析能力」³⁹という法曹としての基本的能力が身につけていないとの、法科大学院教育に対する厳しい批判と受け止めなければならぬ。要件事実は分かっているのに起案ができないということであれば、具体的事案に即して間接事実を拾い上げていくという訓練が不足しているのかもしれない。

ところで、「起案」という名目のもとに答案練習が行われることもあるようであるが、本来の意味での起案は、決して否定的に評価さ

れるべきものではない⁴⁰。法科大学院においては、萎縮することなく、本来の趣旨に則った法文書作成指導をしていくべきである。

6 民事保全・民事執行について

冒頭で紹介したとおり、新修習生の指導担当者からは、民事保全・民事執行の知識は法科大学院間で差があり、知識が不十分な修習生もいる、との評価がなされているので、最後にこの点について若干の検討をしておこう。

まず、司法制度改革審議会意見書が「法曹養成のための教育内容の最低限の統一性と教育水準を確保しつつ、具体的な教科内容等については、各法科大学院の創意工夫による独自性、多様性を尊重することとする。」⁴¹と述べていることを確認しておこう。つまり法科大学院間で教育内容に差があることは「独自性、多様性」の現れなのであって、それ自体は何ら非難されるべきことではない。問題は、「最低限の統一性と教育水準」が確保されているかどうかである。

しかし、いかなる程度が「最低限」なのか、

38 なお、司法試験委員会・第41回会議（2007年10月3日）「新司法試験考査委員（刑事系科目）に対するヒアリングの概要」（<http://www.moj.go.jp/SHINGI/SHIHOU/071003-5.pdf>）9頁に、次のようなやりとりがある。

「○ 基本的な作文能力に問題があるというような答案は、どのような文章を書いているのか。主語と述語が合っていないとか、途中で文の論理が通じていないとか、だらだらだらだら続くとか、いわゆる、日本語とてなっていない文章になっているということか。

□ 今おっしゃったようなパターンのものがかなりある。しかし、それは、書く訓練を少しすれば改善するのではないかと、私個人としては考えている。書くべき内容がある程度勉強しているのは分かるが、もう少し順番を考えたらどうだとか、少し区切って書いたらどうだとか、文の接続関係がどうなっているかなど、日本語作文の基本であるが、そこがどうもうまくできていないという印象がある。」

ここでも文章力の不足が指摘されている。しかし、限られた時間内に手書きで答案を作成しなければならないという、試験特有の制約条件を考慮に入れなければならない。ワープロ使用が可能な実務修習中の起案についても同様の指摘が妥当なのかどうか、解明する必要がある。

39 最高裁判所司法修習委員会・前掲注4・4頁

40 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「司法制度改革の趣旨に則った法科大学院教育の在り方について（報告）～法科大学院設立の理念の再確認のために～」(2007年12月18日)

(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/07122014/001.pdf) 5頁は、「一定の事案をもとに法的に意味のある事実関係を分析し、その法的分析・検討を行い、一定の法律文書を作成する能力を育成する教育は法科大学院本来の教育であり、法曹として実務に必要な文章能力の育成は当然に求められるものである。」とし、さらに、クリニック等での指導を念頭においた記述ではあるが、「法曹に必要な論述指導に関して、クリニック等において行われる実務指導等は、法曹が行う法文書作成に必要な論述指導という観点から積極的に位置づけられるべきである。クリニック等においては、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案整理、関係法律の調査、解決案の検討等とともに、準備書面等の法律文書起案も行われるものであり、このプロセスは単なる論述能力の育成に留まらず、内容分析とそれに対応した実践的な文章展開能力の育成という観点からも、より積極的に評価されるべきものである。」と述べている。

41 司法制度改革審議会・前掲注1・66頁。

現時点において必ずしも共通認識があるとはいえない。そこで、指導担当者が基本的事項から解説すると、修習生の中には、「法科大学院でも、導入研修でも、弁護修習でもそれぞれほとんど同じような『いろは』的な教育を受けた。」⁴²と物足りなさを感じずる者も出てくる。他方、指導担当者の立場からすれば、どこに照準を合わせて指導すべきか、悩むことになる⁴³。

いかなる程度をもって「最低限」とするかは、今後引き続き検討していくべき課題であるが、ここでは、まず手掛かりとして、現行型前期集合修習のカリキュラムを見てみよう。旧司法試験においては民事保全法及び民事執行法について直接問われることはないから、合格者であっても、まだ全く知識を有していない状態にあることが前提となる。そして、司法修習生への採用が内定すると、民事弁護教材『民事保全』及び『民事執行』が配付されるので、各自これを予習しておくべきことになる。前期修習においては、(せいぜい保全・執行各1コマ程度の事前講義はあるとしても)民事弁護教材を教科書として時間をかけて逐一講義をするということではなく、直ちに具体的事案に関する設問の検討を内容とする演習が行われる⁴⁴。このようにして、修習生各自の自習を前提として、極めて短時間で

民事弁護教材の内容を修得させている。

ほとんどの法科大学院において、少なくとも選択科目としては民事執行・保全法の授業が開講されている⁴⁵のであって、現行型司法修習よりも多くの時間を割いて教育しているものと思われる。にもかかわらず知識不十分な新修習生もいるということは、法科大学院において選択科目である民事執行・保全法を履修しなかったのかもしれないが、そうだとすれば、それは本人の自己責任という考え方も成り立ち得よう。法科大学院において保全・執行を必修科目とすべきか、いかなる程度まで教えるべきか、保全申立書の起案までさせるべきかどうかは、今後の「最低限」の基準の検討に委ねるが、少なくとも各自が独学で民事弁護教材『民事保全』及び『民事執行』⁴⁶を読んで理解することができる程度の能力は、これを身につけさせておく必要があろう。そして、たとえ民事保全申立書の起案経験がなかったとしても、例えば訴状起案の経験を通じて「混んとした事実関係の中から法的に重要と考えられる事実を選別」⁴⁷する能力を身につけていれば、保全申立書における「保全の必要性」の部分は起案できるはずであり、その他の部分は、書式を参照すればすむことではあるまいか。結局のところ、法科大学院教育において不足しているのは、

42 亀井ほか・前掲注37・40頁〔浦田悠一発言〕。なお、この指摘は、プロセスとしての法曹養成を謳っておきながら実際には法科大学院教育と司法修習との連携がとれていないという厳しい批判でもある(同39頁〔角田勝政発言・浦田悠一発言〕参照)。

43 要件事実の理解についての文脈であるが、田村・前掲注7・18頁参照。

44 司法研修所・前掲注16・6頁及び同末尾添付の「平成19年度採用(第61期)司法修習生・前期修習日程予定表」による。

45 シラバス調査によれば、民事執行・保全は、62校のうち少なくとも58校は独立の科目においてこれを扱っており、うち10校が必修、12校が選択必修、36校が選択科目として開講している。ただし、選択必修は、各校ごとにその条件が異なり、かなり濃淡の差があることには注意を要する。例えば、数十科目ある展開・先端科目群の中からn単位以上修得することという、ほぼ選択科目に近い条件のものも含まれている。

46 なお、これらの民事弁護教材は、一般に市販されているわけではないが、司法研修所の許諾を得て日本弁護士連合会から発行されており、法科大学院生及びその修了生は各所属の法科大学院を通じて購入することが可能である。もとより修習生になれば配付されるものであるが、研究者の著した教科書と比べ、民事弁護教材は「すぐわかりやすくよかった」(亀井ほか・前掲注37・37頁〔浦田悠一発言〕)との声もあるところであり、学習方法の選択の幅を広げるためにも、法科大学院としては、法科大学院生にこれら教材の購入が可能であることを周知すべきであろう。

47 最高裁判所司法修習委員会・前掲注4・4頁。

保全・執行についての抽象的法知識の教育ではなくて、「混とんとした事実関係の中から法的に重要と考えられる事実を選別」する能力を身につけさせ、具体的事案に即して考えさせる教育なのかもしれない。

V 今後の課題

以上、本稿の検討は極めて断片的なものにとどまったが、法科大学院における実務基礎教育が必ずしも十分とは言い難いことは明らかになったと言えよう。法科大学院を修了したといっても、訴状を1通も起案した経験のない者もいるし、刑事弁護人としてのスキルとマインドに接する機会を全くもたなかった者もいるのである。

夙に、「実務基礎科目についていかなる水準を到達目標とすべきかについては、まだ、コンセンサスに至っていない」こと、「法科大学院における法律実務基礎科目についての到達水準の標準がない段階においては、法科大学院を修了し新司法試験に合格した者であっても実務的な能力にバラツキがあることが予想されること、「司法修習の現場から、法科大学院として求められる実務基礎科目の到達水準について、法科大学院側にフィードバックするなどの工夫により、早く適切な役割分担が可能となるように協働することが必要である」こと、「司法研修所と法科大学院との間で、法科大学院が担うべき『実務を意識した法理論教育と法律実務教育への導入部分』の標準的な水準を模索するための積極的な情報交換が期待される」ことが指摘されていた⁴⁸。重

ねて、「新61期以降の導入修習の廃止に伴い、法科大学院における実務基礎教育の充実喫緊の課題である」こと、「法科大学院側には、法曹養成の中核的教育機関として…〔中略〕…実務基礎教育をすみやかに充実させることが期待されているのであり、修習を実施する側との積極的な情報交換を行い、標準的な実務基礎科目の到達目標について認識の共通化を進め、かつ、それをすみやかに教育内容に反映させることが必要である」こと、「法科大学院関係者は自校の教育内容や教育方法を積極的に相互開示して、実務基礎科目の到達目標についての議論を重ねていく必要がある」こと、「修習を実施する側においても、従来の前期修習の教育内容や教育方法、限られた期間での新修習の内容について、法科大学院側の理解を深めるため、より一層の努力が必要である」ことが指摘された⁴⁹。

ここでなされている指摘は、現時点においてもなお、そのまま妥当する。法科大学院と司法研修所との間の意見交換、他校も含めた法科大学院教員同士の意見交換、各法科大学院内におけるファカルティ・ディベロップメント活動など、あらゆる場面において意見及び情報を交換し、法科大学院教育と司法修習との間の役割分担、法科大学院教育内における実務基礎科目と法律基本科目との間の役割分担、実務基礎科目相互間の役割分担⁵⁰を検討しつつ、法科大学院において最低限なすべき実務基礎教育の内容及び到達目標を具体的に明らかにしていく必要がある。「法科大学院実務家教員研究交流集会～在るべき実務教育を目指して～」(2008年3月22日)は、

48 井上裕明＝江森史麻子「新しい司法修習」法曹養成対策室報1号(2006)46頁

(<http://www.nichibenren.or.jp/ja/publication/books/data/housoul-4.pdf>)、55頁以下。

49 井上・前掲注6「新司法修習の現状と課題」39頁以下。

50 例えば、訴状起案であれば、「法文書作成」で指導することも、「民事訴訟実務の基礎」の中で要件事実とともに指導することも、「模擬裁判」の中で指導することも、「ローヤリング」で指導することも、「クリニック」又は「エクスターンシップ」の中で実際の事件を素材として指導することも、いずれも考えられる。いかなる方法によるかは、各法科大学院の創意工夫に委ねられるべきであろう。しかしながら、カリキュラムの中のどこかで、必ず全員が少なくとも1通は訴状起案を経験することができるようにする必要があるのではなかろうか。

そのための貴重な機会であった。これを踏まえ、2008年度も継続して開催されることとなった日弁連法科大学院センター民事実務教育研究会及び同刑事実務教育研究会において、更に議論が発展していくであろう⁵¹。

本稿は中間報告的なものにとどまり、具体的なミニマム・スタンダードの提案にまでは至らなかったが、法科大学院関係者と司法修習関係者との間のギャップを埋め、今後の法曹養成プロセスを充実させるために、少しでも役立てば幸いである。

51 他方、専門職大学院等教育推進プログラム「実務科目等の内容の明確・標準化の調査研究」(<http://www.congre.co.jp/lawschool-partnership/index.html>) の研究成果も期待される。